

# 一関都市計画、千厩都市計画及び東山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (岩手県決定)

各都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更し、名称を「一関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と変更します。

## I. 都市計画の目標

- I-1. 都市計画区域の名称・規模等
- I-2. 基準年及び目標年次
- I-3. 都市計画区域の現状・課題
- I-4. 都市づくりの基本理念
- I-5. 都市計画区域の基本方針
- I-6. 周辺都市計画との関係・位置づけ

## II. 区域区分の決定の有無

- II-1. 区域区分の有無
- II-2. 判断根拠

## III. 主要な都市計画の決定の方針

### III-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

- 1) 主要用途の配置方針
- 2) その他土地利用の方針

### III-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

- 1) 交通施設の整備の方針
- 2) 下水道及び河川の整備の方針
- 3) その他

### III-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

### III-4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- 1) 主要な緑地の配置方針

付図 一関都市計画区域の将来像図

「内容については別添のとおり」

理由

都市計画区域の変更に伴い、新たな都市計画区域での整備、開発及び保全の方針を定めようとするものです。

一関都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(一関都市計画区域マスタープラン)

平成23年8月

岩手県

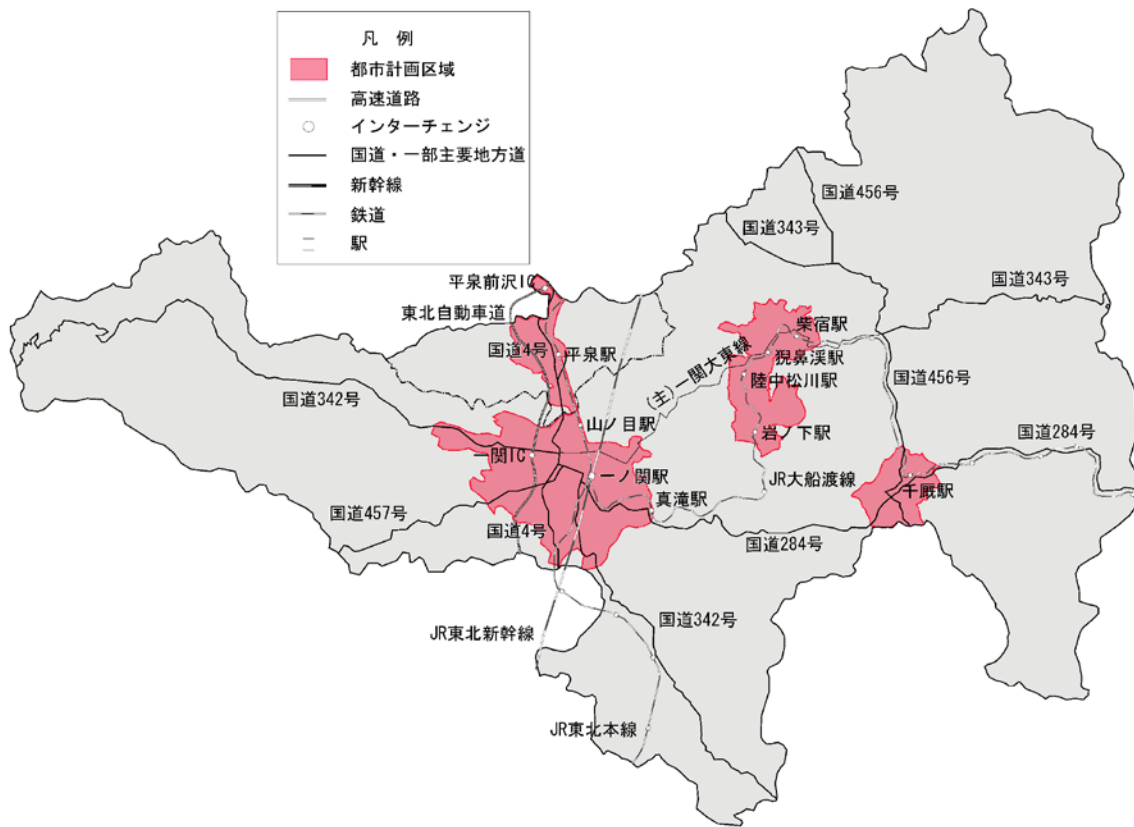
# I. 都市計画の目標

## I-1. 都市計画区域の名称・規模等

本方針は、一関都市計画区域（以下「本区域」という。）を対象とし、その規模・範囲は以下のとおりです。

名称	市町村	範囲	面積 (ha)
一関都市計画区域	一関市	行政区域の一部	9,631
	平泉町	行政区域の一部	1,200
	計		10,831

一関都市計画区域



## I-2. 基準年及び目標年次

本方針（マスタープラン）は、策定時点からおおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、基準年及び目標年次を以下のとおりとします。

内容	基準年	目標年次
将来都市像の目標年次	平成 17 年	平成 43 年
都市施設、市街地開発事業の整備の目標	(国勢調査実施年)	平成 33 年

### I-3. 都市計画区域の現状・課題

本区域は、平成 17 年9月に1市4町2村が合併して誕生した一関市の一関地区、千厩地区及び東山地区と平泉町により構成され、盛岡市と仙台市の中間の岩手県南地域に位置し、東北縦貫自動車道やJR東北新幹線といった充実した高速交通基盤のもと、岩手県南地域の産業・経済活動の拠点として発展してきました。

特に、一関地区は、江戸時代に仙台藩の支藩に当たる城下町として栄え、奥州藤原四代の拠点として荘厳華麗な黄金文化が展開された平泉町と一体の都市を形成し、本区域の中心都市として発展してきました。

また、千厩地区は、江戸時代に仙台藩の代官所が置かれるなど、本区域東部の中心都市として、東山地区は、石灰石関連産業や日本百景の狛鼻溪に代表されるとおり、石灰工業と観光のまちとして発展してきました。

区域内には、平泉の文化遺産をはじめとして、優れた自然景観である厳美溪や狛鼻溪といった多くの観光資源を有していることから、広域的な観光・交流の拠点としての役割も担っています。

しかし、近年は、中心市街地の空洞化、人口減少、少子高齢化による都市機能の低下、地球温暖化等の環境問題等が懸念される状況にあり、今後は、低密度な市街地の拡大を抑制した集約型都市構造の構築を図るなど、エコ・コンパクトシティの実現に向けて、既存の都市基盤を有効に活用しながら効率的で機能的な都市環境の整備を図る必要があります。

また、平泉の文化遺産の世界遺産登録を受け都市環境の整備や交流ネットワークの構築を促進し、観光・交流拠点としての一層の機能の充実が求められており、さらに、安全で安心な暮らしを確保するため、地震や水害等の自然災害に備え、防災施設の整備や防災拠点の充実等の災害対策が必要となっています。

#### I-4. 都市づくりの基本理念

本区域の将来像を次のとおり掲げます。

##### **自然、歴史・文化を伝え、活力あふれる交流拠点都市**

蔵美溪や狛鼻溪等の優れた自然や平泉の文化遺産を中心とした貴重な歴史・文化の保全・継承・活用に努めるとともに、これら地域固有の自然、歴史、文化を活かした個性と魅力あふれるまちづくりを進め、広域的な観光・交流の拠点にふさわしい都市の実現を目指します。

また、活力ある産業を展開する創造性に富んだ拠点の形成を図るとともに、拠点間の連携を支え、地域や県境を越えた広域交通・交流ネットワークの形成や都市基盤の整備による都市機能の強化を図り、岩手県南地域の拠点都市にふさわしい活力あふれる都市づくりを目指します。

#### I-5. 都市計画区域の基本方針

都市づくりの基本理念を踏まえ、本区域の基本方針を次のとおり定めます。

##### **自然と調和し、歴史・文化の香りに満ちた個性と魅力あふれる都市づくり**

平泉の文化遺産をはじめとする貴重な歴史・文化の保全に努めるとともに、これらと調和した都市づくりを推進し、歴史と文化の香りに満ちた個性あふれる都市を目指します。

蔵美溪や狛鼻溪等の優れた自然環境の維持・保全に努めるとともに、観光資源としての活用を図ります。また、市街地周辺に広がる丘陵地等の自然環境、河川等の水辺空間の維持・保全に努め、自然と調和した魅力ある都市づくりを目指します。

##### **安心・安全で快適な暮らしが広がる、地球環境に配慮した効率的で機能的な都市づくり**

これまで整備してきた既存の都市基盤を有効活用しながら、都市機能の拡散を抑えたコンパクトで効率的な都市づくりを推進し、職住が近接する利便性の高い都市づくりを進め、低炭素型の持続可能な都市の形成を目指します。

水害等の災害に強く、子供からお年寄りまで、だれもが安心・安全で快適に暮らすことのできる都市づくりを目指します。

### **活力ある産業が展開する創造性に富んだ拠点の形成**

新幹線や高速道路などの高速交通の拠点へのアクセス性が高く、企業の立地条件に恵まれている本地域の特性や資源を活かし、活力ある産業が展開できるように企業が活動しやすい環境の整備を促進し、都市活動を支える拠点の形成を図ります。

人材、情報、技術など知的資本の蓄積と連携を図り、地域産業を生産性や付加価値の高いものへと発展させることを目指します。

### **広域的な連携と交流を支える交通・交流のネットワークの形成**

広域的な連携や交流を促進する幹線道路網の整備など、交通・交流ネットワークの形成を進め、都市の総合力の強化を図ります。

地域内の各拠点の連携を支援する骨格道路網の形成を進めます。

平泉の文化遺産の世界遺産登録を受け観光等の交流ネットワークの構築を図ります。

### **拠点機能の充実と強化**

行政・教育・文化・医療・福祉などの高次都市機能や商業業務機能の充実と強化を図り、広域的な拠点として都市機能の充実と強化を図ります。

区域内の各拠点が相互に連携し、機能を補完し、より効率的に都市サービス等を提供するための都市機能の集積・強化を図ります。

## **I-6. 周辺都市計画との関係・位置づけ**

本区域は、北は奥州都市計画区域と連続しています。

周辺の都市計画区域と適切な連携を図って、効率的な都市づくりを進めていきます。

## Ⅱ．区域区分の決定の有無

### Ⅱ－１．区域区分の有無

本区域においては、区域区分を定めないものとします。

### Ⅱ－２．判断根拠

- ・行政区域人口は昭和 30 年をピークに減少を続け、今後も減少することが予想されます。
- ・都市計画区域内人口も減少傾向にあります。
- ・これまでの計画的な住環境等の整備により、適正な市街化が図られていることから、無秩序な市街化が進行している状況ではないと判断されます。
- ・人口動向等からも、今後、無秩序な開発が急速に進展することはないと考えられます。
- ・以上より、都市的土地利用の拡散を制限する強い必要は見られず、良好な市街地環境の維持は、区域区分以外の都市的土地利用規制でも十分に対応できると判断されます。

## Ⅲ．主要な都市計画の決定の方針

### Ⅲ－１．土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### １) 主要用途の配置方針

##### ① 商業地

- ・本区域の中心市街地である一関地区の商業地は、本区域の商業・業務地として、その機能の充実・強化に努め、利便性が高く、活気とにぎわいのある商業地の形成を図ります。
- ・特に、一ノ関駅周辺は、本区域の顔として、また、中心商業拠点として、東西地区の回遊性の確保や駅周辺の整備による商業・業務機能の強化、集約により、利便性の高い商業地の形成を図ります。
- ・平泉町の商業地は、まち並みの整備を図りながら魅力ある観光商業及び地域商業の活性化に努め、活気とにぎわいのある商業拠点の形成を図ります。
- ・千厩地区の商業地は、本区域東部の商業の拠点として、日常的なサービス機能の充実・強化に努めるとともに、周辺に点在する公共公益施設や観光施設と連携しながら、その魅力の向上に努め、活気とにぎわいのある商業拠点の形成を図ります。
- ・東山地区の商業地は、近接している観光施設と連携しながら、観光客等の流動客に対応した商業機能の充実を努め、活気とにぎわいのある商業拠点の形成を図ります。
- ・国道や主要地方道など、主要幹線道路の沿道については、無秩序な大規模集客施

設の立地を抑制します。

## ② 工業地

- 本区域は、産業集積が進む北上川流域地域や広域仙台地域、また、沿岸地域との連携を図るために重要な位置にあることから、この位置的優位性を活かした産業拠点の形成を図ります。
- 一関地区の一関東工業団地や一関東第二工業団地、一関インターチェンジ周辺及び東山地区の石灰関連企業集積地等は、工業や流通の拠点として、機能の集積や強化を図ります。
- 工業団地については、既存ストックの活用を図るとともに、進出企業の動向等を考慮しながら、農林業との適切な土地利用調整を図り、環境にも配慮しつつ、交通利便性の高い地区に新たな工業地の配置を検討します。
- 東山地区や千厩地区の既存の工業集積地については、企業活動を円滑にする環境の整備を促進し、機能の強化を図ります。
- 準工業地域は、特別用途地区や地区計画等の制度を活用し、大規模集客施設の無秩序な立地を抑制します。

## ③ 住宅地

- 住宅地は、適切な開発の誘導に努めるとともに、快適な暮らしの基盤となる上下水道や道路、公園等の整備を進め、緑を生かし、景観に配慮した良好な住環境の形成に努めます。
- 都市基盤の整った住宅地は、その市街地環境の保全に努めるとともに、未利用地の利用を促進します。
- 都市基盤が未整備の住宅地は、生活基盤施設の整備水準の向上を目指すとともに、必要に応じて土地区画整理事業や地区計画等を活用しながら、良好な住環境の形成を目指します。
- 木造住宅が密集し、道路等の都市基盤が不足している地区については、都市基盤の整備を促進し、安全な市街地の形成を図ります。
- 住宅需要に対応した新たな住宅地の整備にあたっては、農林業との適切な土地利用調整を図りつつ、良好な居住環境の整備を検討します。

## 2) その他土地利用の方針

### ① 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- 災害が発生または災害により被害を受けるおそれがある地域等については、市街化を抑制するとともに、災害の予防と被害の軽減に対する対策を進めます。



## ② 白地地域に関する方針

- ・白地地域(都市計画区域内で用途地域外の地域)は、土地利用の状況等を考慮しつつ、将来の環境悪化が懸念される場合には、特定用途制限地域や建築形態規制(容積率・建ぺい率)等の土地利用規制を検討します。
- ・また、白地地域について、農業振興地域の整備に関する法律等の他法令等により土地利用規制が行われている土地を都市的な用途に供する場合には、関係機関等と土地利用調整を十分に行います。

## ③ 用途地域の見直し方針

- ・土地利用の現況・動向の把握に努め、土地利用構想と実態が乖離している地域については、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。
- ・産業用地については、企業ニーズや周辺環境の保全・調和等を総合的に判断したうえで、農林業との調整を図りながら計画的に土地需要に対する調整を行います。
- ・用途地域内の未利用地で今後の具体的開発計画がない土地については、農業振興地域などの他法令による地域への変更を検討します。

# Ⅲ-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

## 1) 交通施設の整備の方針

### ① 交通体系・ネットワーク

- ・岩手県南地域における拠点としての役割を担うための交通体系については、東北縦貫自動車道やJR東北新幹線といった高速交通網や国道をはじめとする幹線道路網を基軸として、都市内の交通網の強化と併せ、広域的な交流と連携を促進する総合的な交通体系の構築を図ります。
- ・圏域内の各拠点へのアクセス性の向上や地域間の交流と連携を促進するための交通ネットワークについては、JR東北本線やJR大船渡線、都市計画道路及び国道、県道、市道を基軸としたネットワークの形成を図ります。
- ・平泉の文化遺産の世界遺産登録を受け観光ネットワークの構築については、近隣市町村と連携し、交通網の整備を図ります。

### ② 道路

- ・道路については、本区域の南北方向の大動脈である国道4号の4車線化や、交通の軸となる国道284号、国道342号、国道456号、主要地方道一関大東線等の整備を促進します。
- ・その他の国県道についても、狭隘区間の解消等の機能向上に努めます。
- ・道路整備にあたっては、高齢化や環境問題に配慮し、自動車から徒歩・自転車・公共交通への交通手段転換やユニバーサルデザインに配慮した道路環境の整備に努めるとともに、電線類の地中化、舗装の高質化、街路灯のデザイン化、橋梁等構造物の修景化、街路樹整備など、ゆとりと潤いのある道路づくりを進めます。

- ・各住宅地域における道路は、円滑な車輛の通行を確保するため、狹隘部分の拡幅整備や歩行者に配慮した整備等を行います。
- ・都市計画道路は、未整備区間の早期の整備に努めるとともに、長期未着手の都市計画道路を中心に見直しを行います。また、整備済み区間については、機能の維持・保全に努めます。
- ・市街地の道路の配置密度が低い地区において、地区内外の交通の処理に必要な道路や市街地の道路網の形成に必要な道路については、新たな都市計画道路の必要性を検討します。

### ③ 公共交通機関等

- ・公共交通機関等については、高齢化社会への対応など、交通弱者対策の充実化を図るため、鉄道とバス、タクシー等の交通結節機能を強化するとともに、主要な公共施設へのアクセス性の向上など、より総合的な交通体系の構築を図ります。
- ・本区域の主要な駅である一ノ関駅については、交通結節機能の強化や公共交通の充実、自由通路の整備等の利便性の向上を図ります。

## 2) 下水道及び河川の整備の方針

- ・公共下水道等については、河川や用水路等の公共水域の水質保全や生活環境の改善のため、整備を計画的に推進するとともに、浄化槽の設置を進めます。
- ・浸水対策として、河川においては、一関遊水地事業や磐井川の河川改修等の治水対策を促進します。また、雨水対策については、既存の水路等を活用しながら安全度の向上に努めます。
- ・河川改修にあたっては、良好な水辺空間や多様な生物の生息環境の保全等に努めます。
- ・土石流等、自然災害の恐れのある地区においては、災害の予防と被害の軽減に関する対策を進めます。

## 3) その他

### ① 都市施設の都市計画決定における配慮

- ・都市施設の整備に当たっては、営農環境に支障を及ぼすおそれが生じないように配慮します。

## III-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・都市基盤が未整備の住宅地は、良好な居住環境を形成するため、土地区画整理事業等の実施を検討します。
- ・工業団地については、主要な幹線道路との連絡性、地形条件、周辺環境との調和を考慮しながら、既存市街地の外縁部を中心に新たな工業団地の整備を検討します。

- ・一関地区の中心市街地については、磐井川の河川改修による家屋や公共施設等の移転なども含めた中心市街地のまちづくりのあり方について総合的に検討します。また、歴史的・文化的施設の保全・活用に努めながら、歴史の重みを伝え、落ち着いたあるまち並みの形成を図ります。
- ・千厩地区の市街地については、商店街のにぎわいの再生に向けて、市街地に点在する歴史的・文化的資源や千厩川などの豊かな自然環境を活かしながら、歩行者に配慮した道路整備や親水空間に配慮した河川整備と一体となった市街地整備を促進します。

## Ⅲ-4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

### 1) 主要な緑地の配置方針

#### ① 環境保全システムの配置方針

- ・都市計画区域外にある栗駒山周辺、室根山周辺、東稻山周辺等の良好な自然環境との調和に配慮しつつ、巖美溪、狛鼻溪等の骨格となる自然環境や自然景観、拠点となる都市公園を河川と関連づけながら、区域全体の水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ・市街地を流れる北上川、磐井川、千厩川、砂鉄川等の河畔は、市街地の快適性を高め、自然とふれあえる水辺空間として、整備、保全していきます。
- ・歴史的な自然環境を有する蘭梅山については、環境緑地保全地域として、保全に努めます。
- ・都市緑地については、都市景観の形成要素、防災的な機能を考慮しながら、周辺住民との協働による適正な維持管理に努めます。
- ・用途地域内に残る農地、山林は、都市に潤いを与える緑の空間として、また、市民農園やレクリエーション的活動等の多面的な機能を有していることから、それらの機能に配慮しながら適切な宅地化の誘導に努めます。
- ・用途地域外の農地・山林については、農林業との調整を図りながら、無秩序な宅地化を抑制し、適切な土地利用の誘導に努めます。

#### ② レクリエーションシステムの配置方針

- ・街区公園や近隣公園、地区公園等については、住民が気軽に集える身近な公園として市街地の歩いて行ける距離に配置・整備を進めるほか、緑化を促進します。
- ・一関運動公園、一関遊水地記念緑地公園、唐梅館総合公園、駒場交流公園等は、レクリエーションの拠点として、機能の維持・充実を図ります。
- ・史跡公園は、維持管理の充実と利用を進めるとともに、今後はさらに、柳之御所遺跡・無量光院跡等について、住民や観光客がゆっくりと憩えるよう整備を図ります。
- ・総合公園や運動公園については、市民のレクリエーション活動や健康づくりの場としての機能の維持・充実に努めます。

- 新しい公園や既存公園の改修にあたっては、計画づくりから住民の参画を促進するとともに、公園の管理運営に住民が参加できる体制を整備します。
- 市街地を流れる河川の河川敷等のオープンスペースは、親水施設整備や緑化等の整備を行い、レクリエーション的活用等を進めます。

### ③ 防災系統の配置方針

- 災害に備えるための都市公園の整備については、防災空間としての整備や避難地、避難路の整備を促進します。
- 災害発生時の災害応急活動の拠点となる公共施設は、耐震化、耐火性の向上に努めます。

### ④ 景観形成系統の配置方針

- 平泉中心部の歴史遺産群と、それらを守るように長い年月をかけて育まれた周辺に広がる平泉文化に関連する遺産やこれらをはじめとする歴史、文化等の地域の特性を活かした個性ある景観については、景観法における景観地区等により保全を図り、景観等を活かした魅力あるまちづくりを進めます。
- 一ノ関駅周辺地区は、本区域の中心市街地として、また、都市の玄関口や顔として、観光客や来訪者を迎えるにふさわしい景観づくりに努めます。
- 市街地を取り巻く山々は、都市の骨格を形成する貴重な景観資源であることから、山並み景観の保全に努めます。
- 鎮守の森、屋敷林等の緑豊かな自然景観や、優良農地からなるのどかな田園景観等は、保全・育成に努めます。
- 河川や河畔などの水辺の空間は、多様な生物の生息環境に配慮した潤いのある水辺景観として保全と整備に努めます。
- 市街地においては、街路樹やポケットパークの整備、また、公園や大規模公共施設の緑化を進めるとともに、生け垣、花と緑の庭づくりなどを住民との協働により推進し、緑豊かな空間づくりを進めます。また、工場については、ゆとりある敷地の確保や敷地内緑化を誘導します。
- 巖美溪及びその周辺は、文化的価値や景勝地及び観光地としての拠点性を踏まえ、豊かな自然や農村景観、観光資源等の調和を図り、良好な景観の保全に努めます。

付図『一関都市計画区域の将来像図』

